

官報

主要目次

- 警察予備隊令施行令の一部改正
商品取引所法施行令の一部改正
大蔵省組織規程の一部改正
連合国財産の譲渡命令
地方競馬を行うことのできる町指定(高根県益田町)
阿蘇丸無線局の周波数等変更
無線局免許
日本国籍離脱者
租税特別措置法の規定の適用を受ける機械その他の設備を指定する告示の一部改正
保安林解除(香川県)
同右(滋賀県)
保安林指定(同)
自作農創設特別措置法に基づき指定した地域の一部の指定取消(新潟県)
仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正
倉庫営業者の営業所変更
国際観光ホテル整備法により旅館の登録
文部省公告
横浜国立大学編入学生募集
金沢大学第三学年編入学生募集

政令

警察予備隊令施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年三月六日
内閣総理大臣 吉田 茂

政令第三十八号

警察予備隊令施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察予備隊令(昭和二十五年政令第二百六十号)第八條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。警察予備隊令施行令(昭和二十五年政令第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一

制服

Table with columns for '地' (Material), '質' (Quality), 'えり' (Collar), '肩章' (Shoulder), '前面' (Front), '後面' (Back), '袖' (Sleeve), '階級章' (Rank), '腕章' (Cuff). It details specifications for various police uniforms.

第二十二條を次のように改める。(貸與品)

第二十二條 一等警察士補等に対しては、別表第四に掲げる品目の被服を貸與する。

2 屋外訓練に専従する一等警察士及び二等警察士に対しては、別表第五に掲げる品目の被服を貸與することができる。

3 前二項の規定による貸與品の貸與条件及び員数は、総理府令で定める。

第二十三條第一項を次のように改める。
二等警察士以上の階級に初めて任命された警察官に対しては、その別表第六に掲げる品目の被服を給與する。
別表第一を次のように改める。

Large table detailing uniform specifications for '夏服' (Summer) and '冬服' (Winter). It includes columns for '地' (Material), '質' (Quality), 'えり' (Collar), '肩章' (Shoulder), '前面' (Front), '後面' (Back), '袖' (Sleeve), '階級章' (Rank), '腕章' (Cuff), and '帽' (Hat).

毎日文庫
第三十五号
昭和二十七年三月六日

Table with columns for clothing types (e.g., 冬正帽, 夏正帽, 冬略帽, 夏略帽, 作業帽, 雨衣) and their specifications, including materials and colors.

別表第四 貸與被服品目表
一 夏服上衣及びズボン
二 冬服上衣及びズボン
三 作業服上衣及びズボン
四 夏正帽又は夏略帽
五 冬正帽又は冬略帽
六 作業帽
七 外衣
八 雨衣
九 ワイシャツ
一〇 ネクタイ
一一 編上靴
一二 編下靴
一三 半長靴
一四 正帽章又は略帽章
一五 階級章(はと章を含む)
一六 夏シャツ及びズボン下
一七 冬シャツ及びズボン下
一八 手袋
一九 靴下
別表第五 訓練用貸與被服品目表
一 夏シャツ及びズボン下
二 冬シャツ及びズボン下
三 手袋
四 靴下

別表第六 給與被服品目表
一 夏服上衣及びズボン
二 冬服上衣及びズボン
三 夏正帽又は夏略帽
四 冬正帽又は冬略帽
五 外衣
六 雨衣
七 ワイシャツ
八 ネクタイ
九 バンド
一〇 編上靴
一一 正帽章又は略帽章
一二 階級章(はと章を含む)
附則
一 この政令は、公布の日から施行する。但し、第二十三條第一項の改正規定並びに別表第一及び別表第四(夏シャツ及びズボン下、手袋並びに靴下)に關する部分を除く。この改正規定は、昭和二十五年十月一日から適用する。
二 この政令施行の際、改正前の警察予備隊令施行令第二十三條第一項の規定により一等警察士補等に給與されてきた夏シャツ及びズボン下、手袋並びに靴下で、使用期間が満了していないものについては、改正後の

同令第二十二條第一項の規定により貸與されたものとみなす。
この政令施行の日前において二等警察士以上の階級に任命された警察官に対する改正後の警務予備隊令施行令第二十三條の規定の適用については、改正前の同令第二十二條第一項の規定により貸與を受け、この政令施行の際所持している品目は、その貸與を受けたときに給與されたものとみなす。
内閣総理大臣 吉田 茂
大蔵大臣 池田 勇人
昭和二十七年三月六日

第 7547 号

第三條中「ステープルファイバー織物 八十五万円」を「ステープルファイバー織物 八十五万円」に改める。
第五條中「ステープルファイバー織物 百三十万円」を「ステープルファイバー織物 百三十万円」に改める。
附則
この政令は、公布の日から施行する。
農林大臣 廣川 弘禎
通商産業大臣 高橋龍太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

大蔵省令第十二号
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)第十九條第三項及び第四十條第三項の規定に基き、大蔵省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十七年三月六日
大蔵大臣 池田 勇人
大蔵省組織規程の一部を改正する省令
大蔵省組織規程(昭和二十四年大蔵省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三表財務局又は財務部の出張所の名称、位置及び管轄区域表(東財務局の部)の部内出張所の項中「深谷」を「熊谷」に、「大里郡熊谷村」を「熊谷市」に改める。
別表第八表税務署の名称、位置及び管轄区域表(熊谷)の部内出張所の項中「大島郡十島村のうち竹島、黒島、黄島」を「大島郡のうち三島村」に改める。
附則
この省令は、公布の日から施行する。但し、別表第八表税務署の名称、位置及び管轄区域表の改正規定は、昭和二十七年二月十日から適用する。

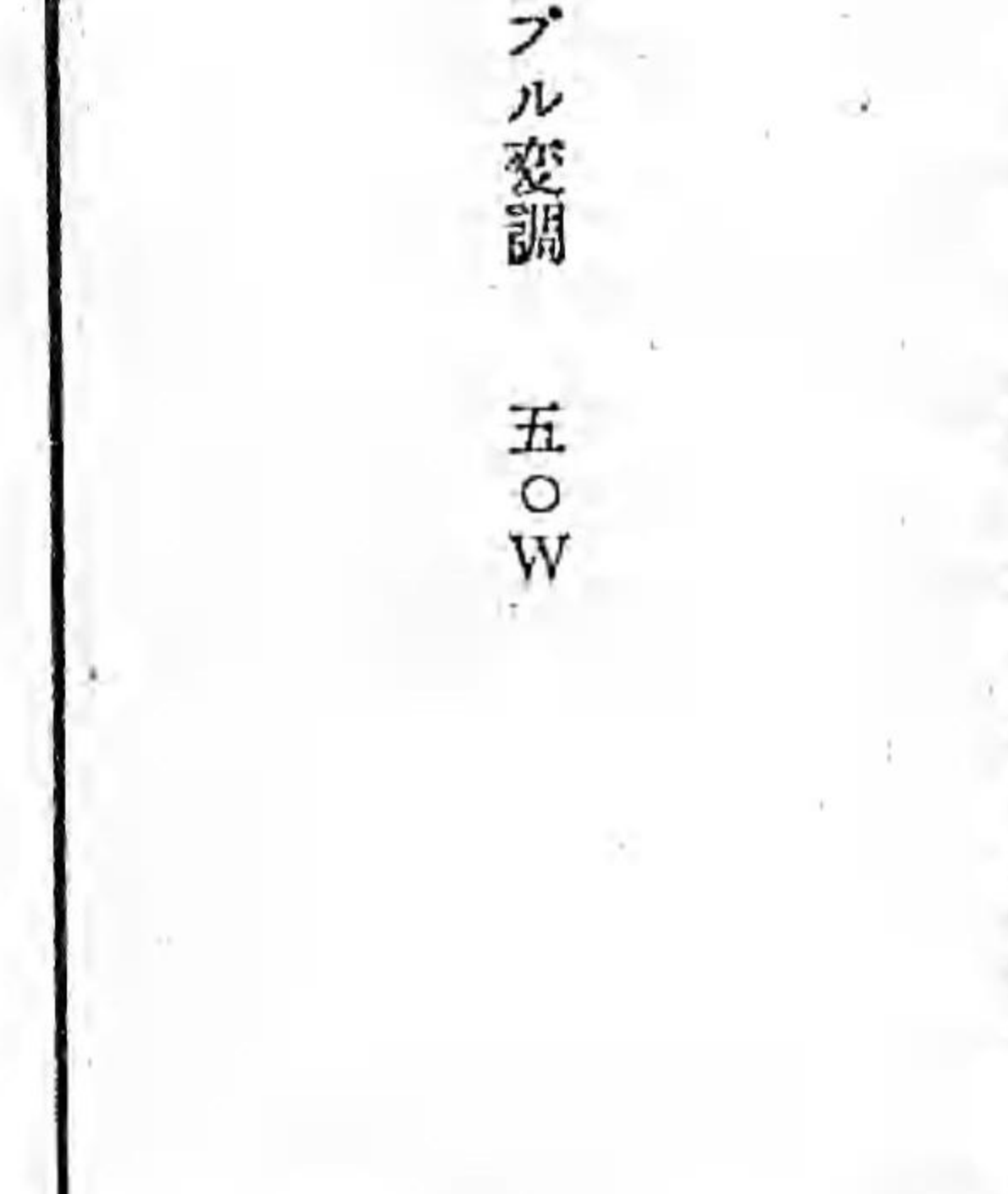
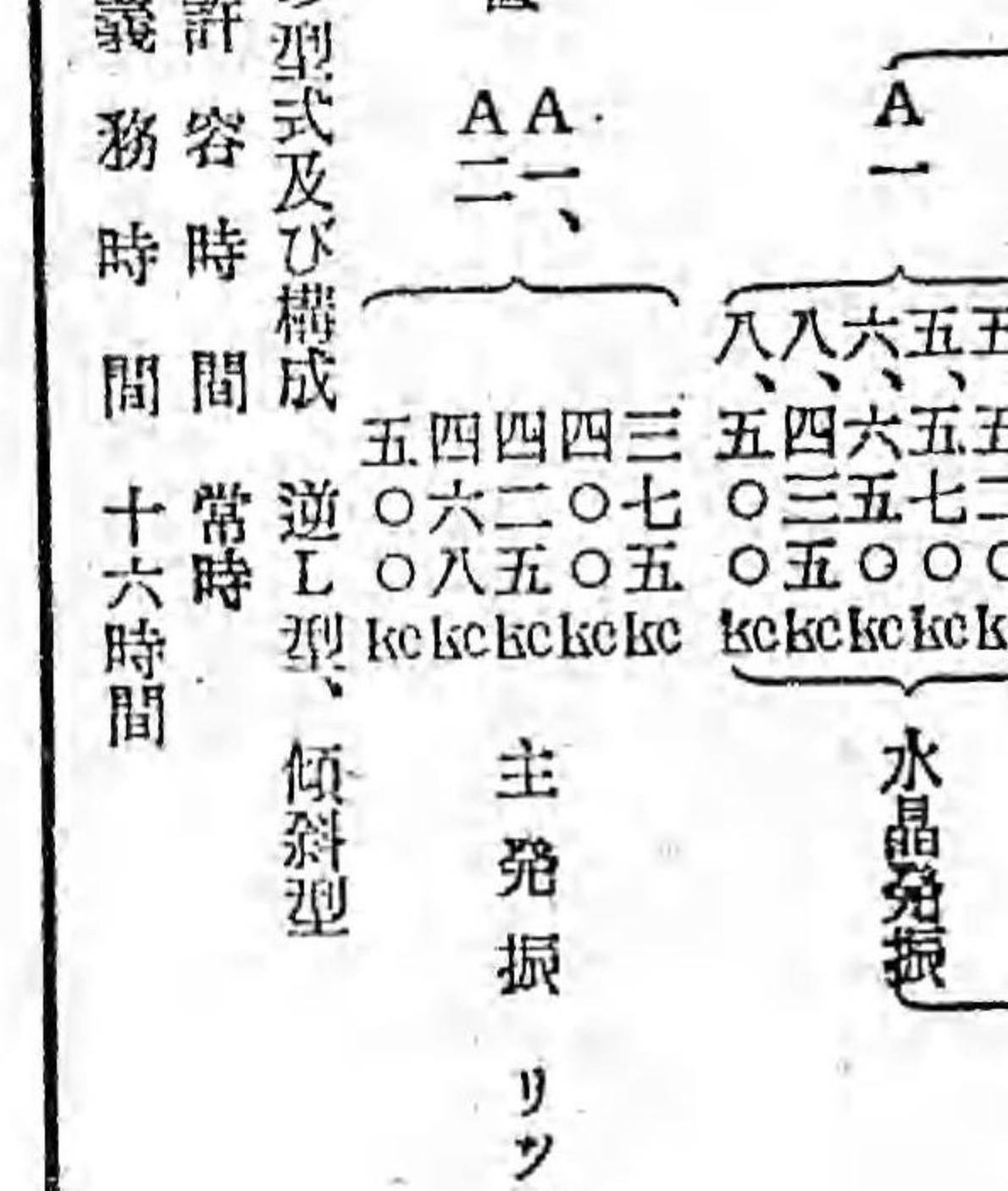
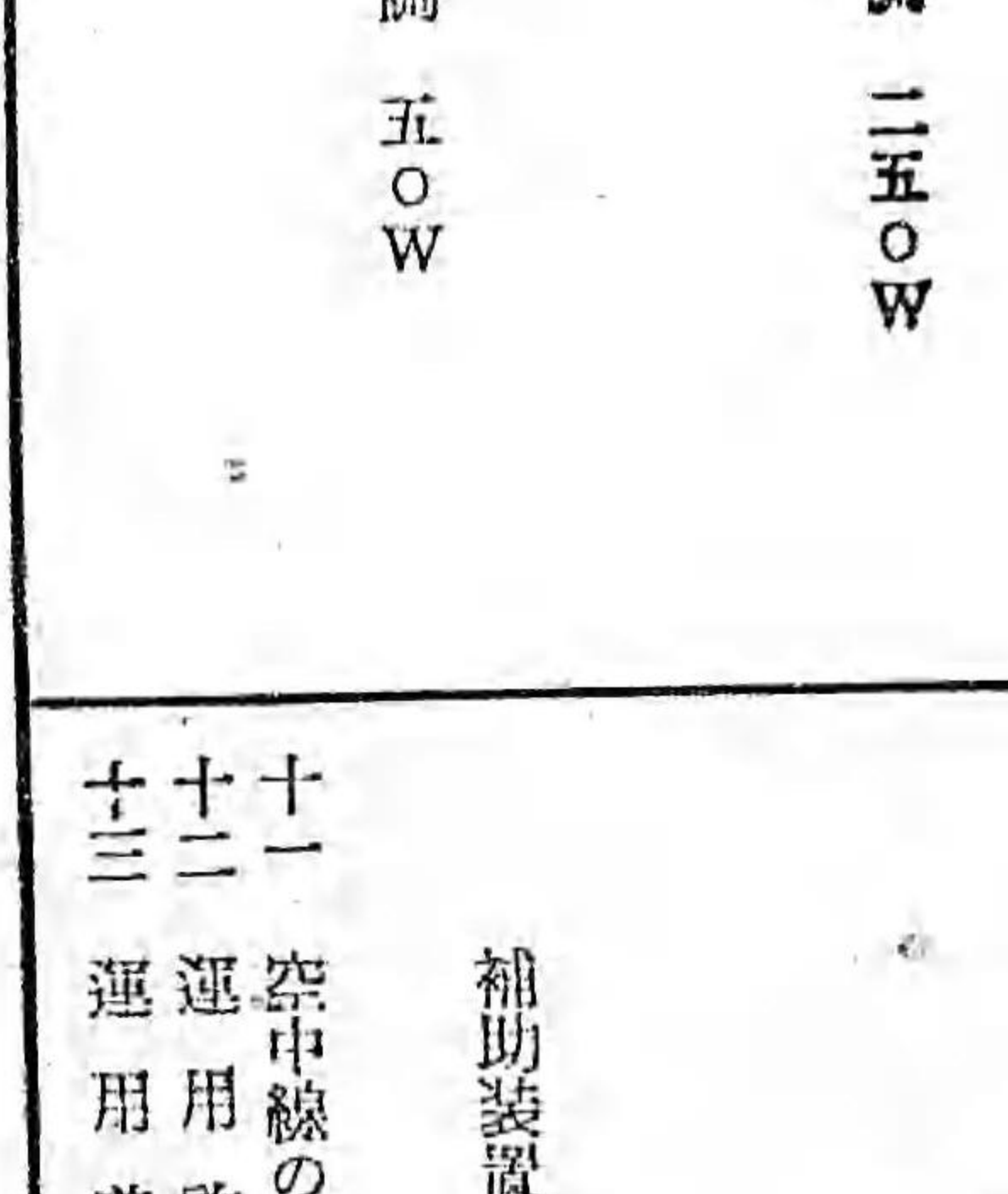
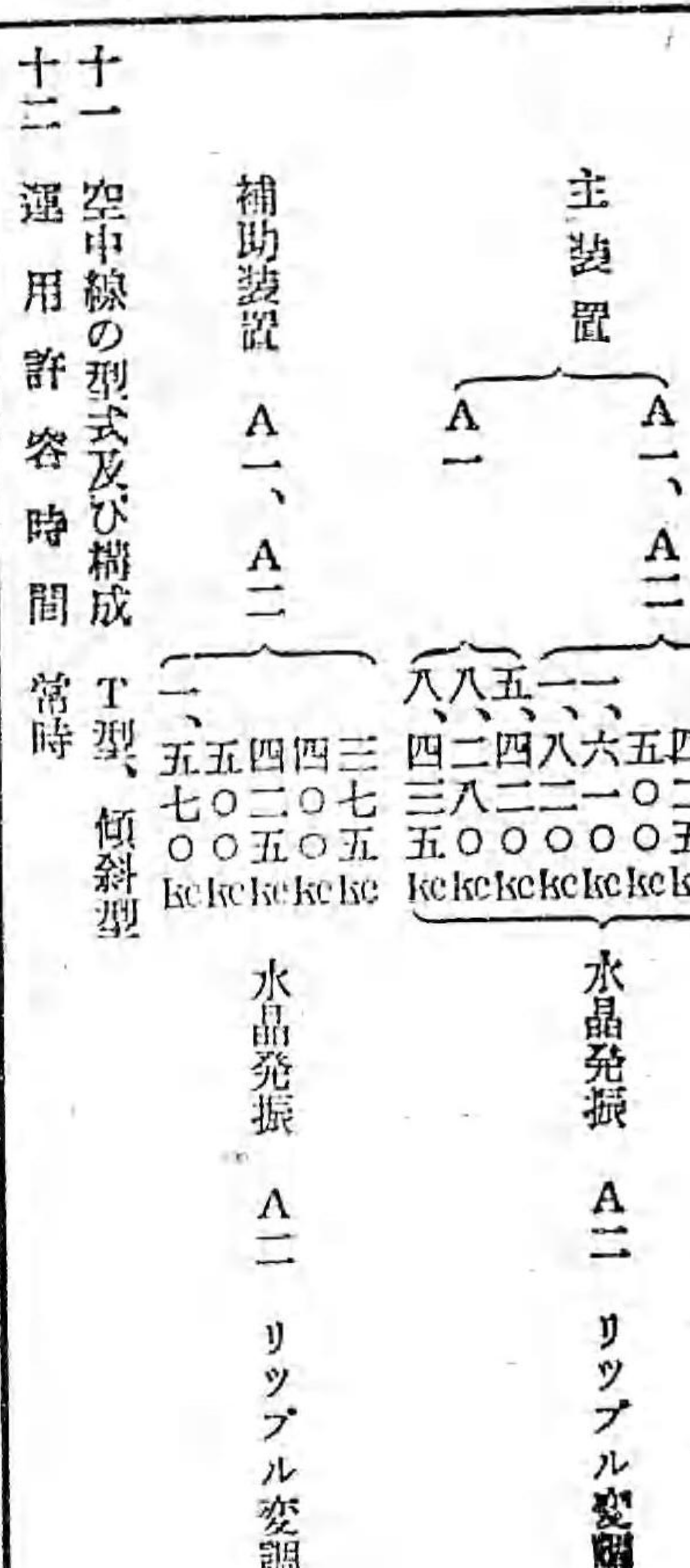
地方財政委員会告示第六号
熊野法(昭和二十三年七月十三日法律第五十八号)第一條第一項第二号の規定により、地方債馬を行うことのできる町を次のように指定する。
昭和二十七年三月六日
地方財政委員会委員長 野村 秀雄
島根県美濃郡益田町

電波監理委員会告示第九百五号
阿蘇丸無線局の周波数及び空中線電力は、昭和二十六年五月十九日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年三月六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

電波監理委員会告示第九百六号
第六真盛丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月二十七日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年三月六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

電波監理委員会告示第九百七号
阿蘇丸無線局の免許人は、昭和二十五年六月一日 第三二一九号

電波監理委員会告示第九百八号
第六真盛丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月二十七日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年三月六日
電波監理委員会委員長 網島 毅



告 示

總理府告示第五十六号
連合回國財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、岡野繁蔵(東京都世田谷区三軒茶屋二百三十三番地)に対しその所有する左に掲げる財産を昭和二十七年三月十日、ベルタ・ダグラ(長野県上水内郡信濃村大字野尻四百八十四番地の四十二)に譲渡することを命じた。
昭和二十七年三月六日
内閣総理大臣 吉田 茂
一 建物(家屋番号第一) 棟 一 十三坪五合五勺
二 動産(八十九番) 十一点
所在地 長野県上水内郡信濃村大字野尻四百八十四番地の四十一
同所同番地

電波監理委員会告示第九百九十七号
第十一九九無線局の周波数は、昭和二十六年八月十一日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年三月六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

Table with columns for frequency bands (A1, A2), wave types (A1, A2), and other technical specifications.

電波監理委員会告示第九百九十八号
第二喜久丸無線局の周波数は、昭和二十六年九月十六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年三月六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

電波監理委員会告示第九百九十九号
第二光洋丸無線局の主たる停泊港は、昭和二十六年十月二十六日変更した。
変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年三月六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

Table with columns for frequency bands (A1, A2), wave types (A1, A2), and other technical specifications.

電波監理委員会告示第九百十号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
昭和二十七年三月六日
電波監理委員会委員長 網島 毅

法務府告示第五十四号
左記の者は、中華民國の国籍を有すると認められた。
昭和二十七年三月六日
法務総裁 木村篤太郎

大蔵省告示第四百二十号
租税特別措置法施行規則(昭和二十一年大蔵省令第九十九号)第八條第一項第一号の規定に基づき、租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第五條の五の規定の適用を受ける機械その他の設備を指定する告示(昭和二十六年八月大蔵省告示第十百十八号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月八日から適用する。
昭和二十七年三月六日
大蔵大臣 池田 勇人

農林省告示第七十四号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。
昭和二十七年三月六日
農林大臣 広川 弘禎

農林省告示第七十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條の規定により、次の保安林を解除する。
昭和二十七年三月六日
農林大臣 広川 弘禎



地方技官 米原 連水 鳥取県運送事務所事務官 藤三郎 運送事務官 原 勝三郎 頭に依り本官を免する(以上二月二十五日)

総理府公告 公益事業委員会事務局告示第二号 公益事業令昭和二十五年政令第三百四十三号第六十條第一項第二号の規定による職開を左記の通り行。

件記 東電電力株式 公益事業委員会事務局告示第二号 公益事業令昭和二十五年政令第三百四十三号第六十條第一項第二号の規定による職開を左記の通り行。

法務府公告 公益事業委員会事務局告示第二号 公益事業令昭和二十五年政令第三百四十三号第六十條第一項第二号の規定による職開を左記の通り行。

同押第一二七号(氏名不詳) 同押第二八号(同) 同押第一二七号(同)

同押第七一六号(九十淵太郎外二名) 同押第一二七号(氏名不詳) 同押第二八号(同)

同押第一六三二号(被疑者不詳) 同押第一六三二号(被疑者不詳) 同押第一六三二号(被疑者不詳)...

同押第一八号(黄好太郎) 同押第一八号(黄好太郎) 同押第一八号(黄好太郎)...

文部省公告 横濱国立大学編入学生募集 募集学科および募集人員...

労働省公告 労働基準 証票番号 交付年月日...

裁判所公告 失蹤宣告 昭和三十六年(家)第二〇七号...

日本銀行公告

昭和三十六年(家)第八二〇号 本籍及び最後の住所山形県東村山郡...

債権申出公告(第一回) 債権申出公告(第一回) 債権申出公告(第一回)...

公告 昭和三十七年一月二十二日 昭和三十七年一月二十二日...

船荷証券無効公告 船荷証券無効公告 船荷証券無効公告...

債権申出公告(第二回) 債権申出公告(第二回) 債権申出公告(第二回)...

日本銀行公告

昭和三十七年(家)第一二七号 昭和三十七年(家)第一二七号...

債権申出公告(第一回) 債権申出公告(第一回) 債権申出公告(第一回)...

公告 昭和三十七年一月二十二日 昭和三十七年一月二十二日...

船荷証券無効公告 船荷証券無効公告 船荷証券無効公告...

債権申出公告(第二回) 債権申出公告(第二回) 債権申出公告(第二回)...

